

砂川市選挙管理委員会告示第29号  
令和4年12月1日

砂川市選挙管理委員会における砂川市情報通信技術を活かした行政の推進に関する条例施行規程を  
次のように定める

砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹

(別紙)

砂川市選挙管理委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

砂川市選挙管理委員会における砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第11号）の施行については、砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年規則第27号）の例による。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。